

社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所運営規程

平成 11 年 7 月 21 日 制 定
平成 11 年 12 月 17 日 一部改正
平成 12 年 3 月 22 日 一部改正
平成 15 年 5 月 23 日 一部改正
平成 18 年 5 月 18 日 一部改正
令和 4 年 9 月 27 日 一部改正
令和 6 年 3 月 4 日 一部改正

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会が開設する大船渡市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営等に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態及び要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮しなければならない。

2 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。

3 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うに当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたつて、利用者提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行い、介護保険施設への入所を希望する場合にあつては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

5 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉関係機関と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 大船渡市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
- 二 所在地 大船渡市盛町字下館下 1 4 - 1（大船渡市総合福祉センター内）

(職員の職種、員数、職務内容)

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数、職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指

定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

二 介護支援専門員 2名以上（常勤）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 日曜日から土曜日までとする。

二 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の内容及び利用料）

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料は、無料とする。

一 居宅サービス計画の作成及び変更

二 居宅サービス計画の実施状況並びに利用者についての解決すべき課題の把握

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

一 事業所から、片道おおむね20キロメートル未満 500円

二 事業所から、片道おおむね20キロメートル以上 1,000円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（指定居宅介護支援の提供方法）

第7条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

一 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する所在地に同じ

二 使用する課題分析表の種類 居宅サービスガイドライン方式

三 サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する所在地に同じ

四 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1、2回程度

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は大船渡市全域とする。

（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

第9条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施

(5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期開催及び職員への周知徹底

(6) 虐待の防止のための指針の整備

(7) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

(その他運営に関する重要事項)

第10条 事業所は介護支援専門員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2か月以内
 - 二 継続研修 年2回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年5月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年9月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月4日から施行する。